（市内小中学校に通う児童生徒保護者の皆様へ） 令和6年7月

学校給食費
食材料費の値上がり分 支援します！

＝保護者の申請不要＝

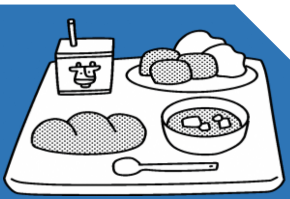

エネルギー等の物価高騰による子育て世帯への負担を軽減するため、学校給食費について、令和４年度の給食費改定前に対する差額分（食材料費価格上昇相当分）を喫食数に応じて支援いたします。

なお、アレルギー等の事情により、家庭からお弁当を持参している場合も食材料費の上昇を鑑みて、同様に支援します。

≪支援額(上限)≫

・<u>小学校　2,500円</u>

・<u>中学生　3,500円</u>

(注1:学校給食を基準日数184日で提供する場合の金額です。食数によって異なります)

≪支援方法≫

口座振替(納付)となる学校給食費の金額を調整します。

○<u>年間で完全給食を利用している場合は、</u>**<u>第11期(令和7年3月31日振替分)で支援金相当額の納付を差し引きます。</u>**

※喫食状況の内容により、適宜、減免または補助いたします。

○アレルギー等の事情により学校給食を利用していない(家庭から弁当を持参している場合)は、振込で補助します。

※別途、保護者宛にご案内します。

<u>振込の場合、学校給食費の口座振替で登録されている口座に振り込みをする予定です。口座未登録の方、別の口座への振込をご希望の場合、別途登録が必要です。</u>

その他、喫食の状況に応じての対応となります。

※　令和6年7月1日以降、市内小中学校に通う児童生徒の学校給食が対象となります。

※　第3子以降学校給食費無償化補助金対象の児童生徒は、補助金内で支援されています。

お問い合わせ　四街道市教育委員会指導課　☎424−8925